

第2章 尼崎市環境基本計画

第1節 趣旨

本市は、「環境と共生するまち・あまがさき」の実現に向けて、さまざまな取り組みを進めてきた。しかしながら、依然として、廃棄物や自動車公害といった都市・生活型の公害や、地球温暖化をはじめとする地球環境問題、さらにはダイオキシンに代表される有害化学物質の問題など、様々な環境問題が生じている。このような状況を踏まえ、平成15年3月環境政策のマスタープランである尼崎市環境基本計画を策定し、総合的な視点に立って環境行政を推進している。

第2節 主な内容

1 環境基本計画で示している望ましい環境像

- (1) 地球環境をまもるため行動するまち
- (2) すぐすがしい、さわやかなまち
- (3) 自然とふれあえるまち
- (4) 環境づくりに参加・協働するまち

2 「環境と共生するまち・あまがさき」を実現するための3つの基本方針と1つの行動方針

- (1) 循環 .. 環境への負荷の少ない循環型社会を目指す
- (2) 健康 .. 公害を防止し、有害化学物質対策を進める
- (3) 共生 .. 自然との共生を基調としたまちづくりを進める
- (4) 参加 .. 市、事業者及び市民がそれぞれの責務と役割を明らかにするとともに、連携して参加する仕組みを作る

3 施策展開に当たっての基本方向

(1) 循環を基調とする経済社会システムへの転換

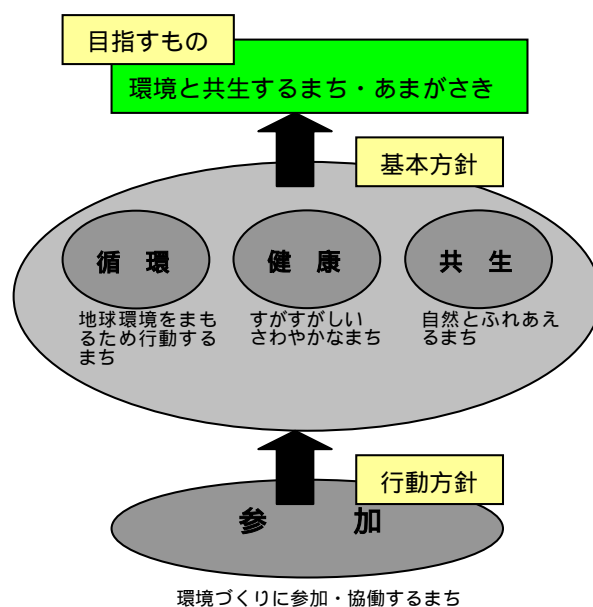
ア 地球環境保全に資する取り組みの推進

地球温暖化対策については、国等と連携した施策展開を基本とし、まずは、本市自らの事務・事業活動に伴う二酸化炭素などの排出を抑制するため、平成13年3月「尼崎市環境率先実行計画」を策定し、積極的に運用している。また、市民等に対しては、省エネルギーの啓発に努める。

イ 廃棄物の減量・リサイクルの推進

廃棄物の減量化、リサイクルを推進するため、製品開発、原材料の調達、生産、流通、消費、廃棄に至る社会経済活動の各段階で、リフューズ（断る）、リデュース（減量する）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）に取り組む。

図-5 環境基本計画



ウ 環境に配慮した資源・エネルギー利用の促進

エネルギーの大量消費は、地球温暖化などの大きな要因となっている。このため、エネルギー使用の抑制はもとより、太陽光発電をはじめとする自然エネルギーの普及や市民の環境に配慮したライフスタイルへの転換などを促進する。

エ 環境と調和した産業活動の促進

環境と調和した産業活動を促進するために、環境産業の振興・育成を積極的に進めるとともに、事業者において、製品開発、原材料の調達、生産、流通、消費、廃棄の各段階での環境への配慮を促す施策を推進する。

オ 環境にやさしいライフスタイルの確立

環境学習等により、人と環境の関わりについての認識や理解を深め、日常生活において、ごみの減量化、リサイクル、省資源・省エネルギー、グリーン購入に取り組むなど、環境にやさしいライフスタイルの確立を促す施策を推進する。

(2) 人の健康の保護

ア 大気環境の保全

(ア) 自動車排出ガス等の対策については、周辺都市とも連携しながら、排出ガス規制や交通総量の抑制、沿道対策の実施を国等関係機関へ働きかけるとともに、ノーマイカーデー、アイドリングストップ運動や低公害車の導入を促進する。

(イ) 工場等の固定発生源対策については、法・条例に基づく規制、指導を行い、大気汚染物質の排出抑制対策を推進する。

(ウ) その他の対策については、大気環境に係る継続的な実態把握のため、測定所や環境測定車などによる環境モニタリングを行う。

イ 水環境の保全

(ア) 産業排水対策については、排水基準の遵守に止まらず、生産工程の改善による汚濁負荷の低減や排水処理の高度化を指導する。

(イ) 有害化学物質による地下水汚染を防ぐため、法に基づく規制などにより地下水の保全を図る。

(ウ) 水環境に係る継続的な実態把握のため、定期的な環境モニタリングや各種実態調査を行う。

ウ 土壌環境の保全

土壌汚染を防止するため、関係法令等に基づき、土壌汚染調査や浄化対策の指導を進める。

エ 音環境の保全

(ア) 自動車騒音対策については、自動車単体規制の強化や自動車交通量・交通流対策、さらに遮音壁の設置等の道路構造対策や沿道対策などの施策を促進する。

(イ) 工場・事業場や建設作業などの固定発生源については、規制・指導を図る。

(ウ) 航空機・鉄軌道等の移動発生源については、環境の実態を継続的かつ広域的に把握し、国等に対して発生源対策や防音対策等を講じるよう働きかける。

オ 有害化学物質への対応

(ア) ダイオキシン類を含む外因性内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）など、微量でも問題があるとされる化学物質については、有害性等の情報を収集して、わかりや

すく提供するよう努める。

- (1) 環境汚染物質排出移動登録制度（P R T R制度）を有効に活用して、事業活動における化学物質使用や管理の状況などを把握し、環境の保全に関する施策に反映させる。

(3) 自然との共生の確保

ア 身近な生き物の生息地の復元・創造

(ア) 身近な生き物の生息する環境（河川、水路、緑地、草地など）の復元や立体的な緑化などによる生息空間の創造に努める。

- (1) 臨海地域では、河川や運河、湾内の豊富な水環境を活用して水辺環境の回復・創造や緑豊かな水際景観の創出や、水と緑の回廊づくりなどを促進する。

イ 水と緑の保全・復元・創造と活用

(ア) うるおいある豊かな緑や美しい水辺、土と親しめる空間などによって象徴される公園、緑地などは、自然との共生にふさわしい場所としての整備に努める。

- (1) 市街化された本市において、オープンスペースを活かしたまちづくりを進めるため、「緑の基本計画」と連携し、公園、緑地、緑道、水辺などの、保全・復元・創造に努める。

(4) すべての主体の参加の実現

ア 環境教育・環境学習の推進

身近な環境問題から地球環境問題まで、講演会や研修会の他、体験学習など実践活動に結びつく、幅広い多種多様な学習メニューを提供する。また、環境教育を推進する指導的人材の育成や、活動支援の充実など、取り組みやすい体制を整える。

イ 市民、事業者の積極的な施策への協力と取組

市民、事業者の環境活動を促進するため、情報・相談機能の充実や、団体間の交流の促進、人材の育成に努める。

第3節 日本環境首都コンテスト

持続可能な社会を実現するための自治体の環境施策や取組みを審査・評価する「日本の環境首都コンテスト」が環境NGOにより実施されており、本市は第1回目となる平成13年度から参加している。このコンテストにおいて、本市環境基本計画に沿った多くの環境施策や取組みが評価されている。

コンテストは平成22年度に第10回をもって終了したが、本市は全国の参加経験のある自治体中、唯一全10回総合順位トップ10入りを果たした。これまで「車座集会」など数々の先進事例や、地球温暖化や住民参画といった部門別の取組みが評価されてきており、最終回となる第10回では、学校や教員や市民向けの環境学習機会の提供や環境学習施設の充実など、環境教育の面で特に評価され、3つの特別表彰を含めた6表彰を受けた。



第10回 表彰式

また、平成22年度には、環境首都コンテストで得られた情報の共有化と、今後の自治体における効果的な施策検討、自治体と市民・NGO/NPOがより深いパートナーシップを築いていくことを目的として、近畿地域交流会が本市で開催された。本交流会では、八尾市、加西市、飯田市による先進事例発表と、産業都市である宇部市長と尼崎市長の対談が行われ、約100人が参加した。